

令和 2 年度 厚生労働省 発達障害者支援施策について

令和 2 年 2 月 1 2 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援（早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等）を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等

早期の診断

- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

地域での継続的な医療の対応

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕

発達障害児への発達支援

- 拡充**・児童発達支援（児童福祉法に基づく給付）
- ・放課後等デイサービス（児童福祉法に基づく給付）
- ・保育所等訪問支援（児童福祉法に基づく給付）
- 拡充**・巡回支援専門員整備事業〔市町村〕

家族等への支援

- 拡充**・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕
（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等）

関係機関の連携

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕
（地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。）

人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施

児童発達支援センター等の機能強化等

赤字は令和2年度予算における拡充分
(地域生活支援事業の内数)

1 事業目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

2 事業内容

- 都道府県等の計画的な指導の下、個々の児童発達支援センター等の特徴に応じて、多障害等対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化を推進するほか、地域に開かれた事業所運営を促進するため相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練体験を通じた地域交流会の開催等を実施する。
- また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業を実施し、多様な地域支援を推進する。

基本事業

① 多障害等対応地域支援

様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、支援困難事例に対応できるようにするための人材養成等(研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等)に取り組む。

② 早期専門対応地域支援

障害の早期発見・支援に取り組むため、従事職員の専門性向上のための研修実施や従事職員の指導を行う専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

③ 住民相談等対応地域支援

地域に開かれた事業所運営を促進するため、相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の展示会等の開催を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

選択事業(基本事業とあわせて実施)

① 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

(例) ・夏休み等の活動の場づくり(文化芸術活動、(文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等)

- ・学校入学前の障害児に対する集団適応のための指導・訓練の実施
- ・障害児の親に対する療育指導等の実施

・母子保健施策(乳幼児検診、子育て世代包括支援センター等)や一般子ども施策(利用者支援事業、市区町村子ども家庭総合支援拠点等)との連携。

② 障害が疑われる児童、**ハイリスクな児童と家族のサポート**の事業

(例) ・産後の母親に対する相談等支援の実施

- ・親子体験通園等の実施
- ・障害児通所支援の専門性を活かし、母子保健事業や保育所等の従業者を対象とした障害児支援に関する研修の実施

・母子保健施策や一般子ども施策からの、発達の気になる段階の子どもと家族の相談。また発達障害、貧困、虐待等問題が複雑化しているハイリスクな子どもと家族の相談。

③ **一定程度の知識と技量を有するソーシャルワーカーの配置**

(例) ・10年以上児童に関する経験を持つ、心理士、社会福祉士、保育士、児童指導員、作業療法士、理学療法士、相談支援専門員等

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、**市町村**

巡回支援専門員整備事業【拡充】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

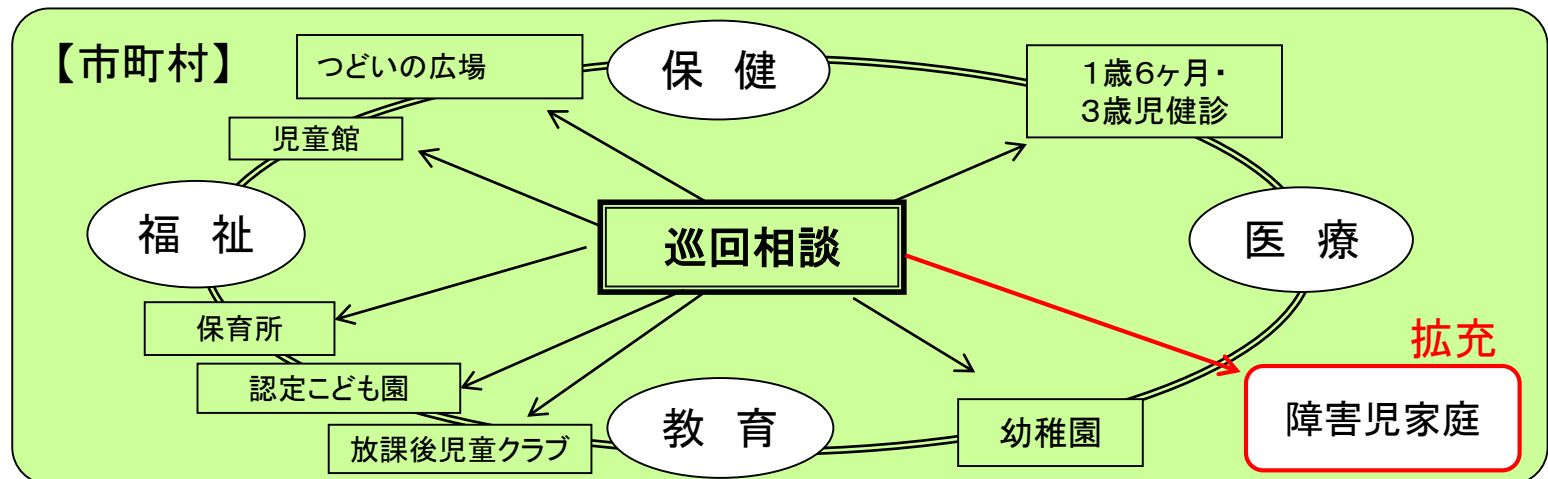
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



発達障害児者及び家族等支援事業

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業【拡充】

発達障害者等の青年期の居場所作り等



家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

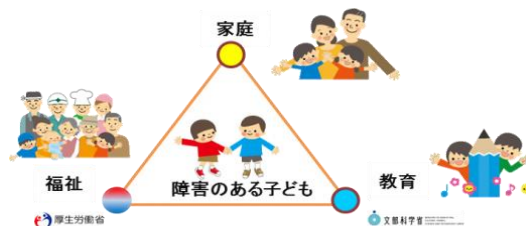
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実
現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

発達障害者支援に関する今後の課題について

・各地域の実態に合わせた切れ目のない支援体制の確立

各ライフステージに応じた切れ目のない支援のため、医療、教育、福祉、労働等の関連機関が連携し、地域ネットワークの構築が必要。

・発達障害児者及びその家族等支援の在り方の検討

支援手法（ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等）や提供体制等の確立。

・発達障害の早期発見、早期対応の推進

発達障害の専門家による教育・福祉現場への積極的な支援の展開。

・医療提供体制の充実

発達障害に関して対応できる医師・医療機関等の確保。
診断待機の解消。